

平成11年
(1999年) 2/15 No.1093 発行: 東京都豊島区 編集:企画部広報課 〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1111 <毎月5・15・25日発行>

地域防災計画（平成10年修正） を見直しました

◆ 詳細…防災課
☎ 3981-2101

東京都の指定する避難場所が一部変わりました。また、近年の都市化に伴い、都心部は耐火の中高層建物が増え、延焼火災の危険がなくなったこと、また避難する必要のない地域の住民を避難場所に誘導することは、真に避難場所を必要とする地域の住民の避難を阻害してしまうといった理由から「地区内残留・池袋地区」という指定が新たにされました（下表参照）。

しかし、危険がないとはいっても、それは火の燃え移りによる延焼火災の危険がないということ、個々の建物で発生する火災の危険がなくなつたわけではありません。避難の必要があればこの地域の空き地や被害の発生していない所に必ず避難してください。

阪神・淡路大震災から4年が過ぎました。近ごろでは、被災地の様子を見聞きすることが少くなり、地震災害の恐ろしさや、当時あれほど高まつた防災意識が次第に薄れつつあるのではないか。いつ起こるか分からぬ大地震を防ぐことはできませんが、日ごろの備えがしっかりとすれば、その被害を最小限にとどめることは可能です。皆さんもぜひこの機会に「我が家」の防災計画を見直して、「いま」「すぐ」くるかもしれない大地震に備えましょう。

「東京都豊島区地域防災計画」は、昭和38年に策定以来逐年、検討を加え、修正を行つてまいります。今回も、下表の5項目を見直しのポイントとして、具体的な計画を作成しました。

逃げないですむまちづくり
災害時に大きな被害がなければ、危険な外へ出て避難するより、そのまま家にいたほうがいい場合があります。この「逃げないですむまちづくり」を、現
在区では進めています。

「救援センター」です
区では、区立小中学校を「救援センター」と指定しています。
家屋の倒壊や火災の危険など避難の必要があるときは、まず近くの救援センターへ避難してください。東京都の指定した避難場所へは、救援センターへの避難が距離的にまた周囲の被害状況によって困難なときや、いつたん避難した救援センターに万が一倒壊や火災の危険があるときには、避難してください。

東京都指定避難場所・変更一覧		東京都内残畠・池袋地区	
西池袋一丁目		西池袋一丁目	
上池袋一丁目		上池袋一丁目	
池袋一丁目		池袋一丁目	
新	旧	新	旧
立教大学 院(大)	(一部) 学習 院(大)	立教大学	(一部) 岩ケ 丘(大) 西羽台
西池袋四丁目 自治会	西池袋四丁目 町会	西池袋 池袋 南町会	西池袋 池袋 丁目 南町会
東自白自治会、 東自白自干壁世 町会 東自白	東自白自治会、 東自白自干壁世 町会 東自白	東急袋南大塚 仲町会	江戸堀町会
本町会			
新	旧	新	旧
立教大学	学習院大学	(一部) 岩ケ 丘(大) 西羽台	(一部) 岩ケ 丘(大) 西羽台
西池袋四丁目 自治会	西池袋四丁目 町会	西池袋 池袋 丁目 南町会	西池袋 池袋 丁目 南町会

- ・ 豊島消防署
「火災予防フェスティバル」
3月1日(月) 正午～午後1時
サンシャインシティ噴水広場
内容：火災予防の普及と東京消防厅音楽隊の演奏
- ・ 池袋消防署
「防火のつどい」
3月2日(火) 午後1時30分
～3時30分 東京芸術劇場小ホール
内容：東京消防厅調査課長 石橋良男氏による講演と東京消防厅音楽隊の演奏

「火の用心」まかせた上
らず「自分から」
3月1～7日は
春の全国火災
予防週間です

見直しのポイント	
項目	主な内容
① 新しい地域危険度に基づいた修正	・東京都が平成10年3月に発表した「地震に関する地域危険度測定調査」に基づき、今回の地域防災計画を修正しました。「地域危険度」とは、ある地域が地震に対してもつている各種の危険性の度合いを測定し、相対比較したもので、町丁目別に1～5までの5段階で評価したもので（豊島区の地域危険度を表した地図が、今回の防災計画に載っています）。
② 地震に強い都市づくり	・大地震時の市街地大火災から区民の方々の生命と財産を守るために、延焼火災を防止する「逃げないですむまちづくり」を目標として、平成9年度から池袋本町地区で「防災生活圈促進事業」を進めています。平成10年度から新たに南池袋地区での事業を予定し、また、区民・行政・各事業者等の自立と連携により地区的防災水準の向上を目指すため、「地区防災まちづくり支援事業」を促進しています。
③ 情報の収集・伝達	・災害時の広報手段として、区では各種の無線機器や広報車等を用いて迅速な情報の収集と伝達に努めます。さらに今回の修正で、聴覚障害者の方やその他従来の方法では正確な情報の収集が困難な方々のために、「テレホンガイド（ファクス）」によって災害時の広報活動を行うことになりました。
④ 帰宅困難者対策	・豊島区には他の地域から多数の方々が賃物や通勤・通学できています。大地震等で交通機関が止まってしまうと、自宅にすぐ帰ることができない人たち（帰宅困難者）が多数発生し、大きな社会的混乱の発生が予測されます。東京都の算定によると、豊島区では帰宅困難者が15万人を超えると予想されています。このため、都・区・企業・学校・防災機関が相互に連携・協力した安全確保対策の整備を図ります。
⑤ 生活の安定・復興計画	・大混乱が予想される災害時には、早急に区民の方々の生活を安定させ、社会秩序の維持を図る必要があります。区では、東京都が平成10年1月にまとめた「東京都生活復興マニュアル」に基づき、福祉サービス提供体制などについて検討を進めていきます。 ・被災者の方々の生活安定のためには、生活の基礎である住宅の復興が大変大きな意味をもちます。住宅の復興を円滑に行うため、支援体制の整備を図ります。また、災害後の円滑かつ迅速な都市復興のため「復興計画」策定の基本方針を明確にします。加えて区全体や地区の復興マニュアルを検討・整備し、速やかに具体的な都市復興を行います。

50	1	7	0	·	00	13
消費生活モニター係	生活産業課	行政課	企画財政課	人事課	総務課	会計課

(裏)

- ①姓 所 〒
- ②氏 名 (ふりがな)
- ③年 齢(4月1日現在)
- ④性 別
- ⑤電話番号
- ⑥職 業 (在勤、在学
の方は勤務先または学
校の名称、所在地、電
話番号を記入)
- ⑦保育の有無 (お子さ
んの名前、年齢)
- ⑧応募理由

このシステムでは、回収業者が低料金で定期的に資源物を回収し、回収した資源物は再生工場に運ばれ、再生品として生まれ変わります。ぜひこのシステムを利用して、ごみ減量・リサイクルの推進にご協力ををお願いします。

紙類は原則月1回、びん等は原則週1回、定期的に回収料金／紙類／50kgまでで50円、50kgを超えると10kgごとに100円、びん等／専用のシールを購入する。45ℓ袋用220円

事業者・商店街の皆さんへ
「オフィスリサイクル」
「商店街リサイクル」のご案内

豊島区地域振興券は3月10日から交付開始します

◇対象者の要件：左下表のとおり
◇交付方法：配達記録郵便でお送りします。

◇申請方法：
申請の必要なない方

次の方は申請の必要はありません。
①15歳以下の児童のいる世帯の世帯主②平成10年度臨時福祉特別給付金を豊島区で受給された方（ただし、介護福祉金受給者および平成10年8月2日以降資格が消滅した方を除く）
申請が必要な方

申請が必要と思われる方には、すでに申請書を郵送しましたので手続をお願いします。資格確認のうえ、該当の場合は地域振興券をお送りします（該当しない場合は、その旨通知します）。

●本年1月2日以降 区に転入した方
他の市区町村から転入された65歳以上の対象要件に該当する方は、申請が必要です。ただし、下表の対象者の要件①に該当する方は、申請の必要はありません。

納税には便利な □座振替(自動払込)を

特別区民税・都民税普通徴収分を、あなたの指定した□座から自動的に引き落として納付する方法です。（一度の手続で、納め忘れや納期のたびに金融機関等の窓口へ足を運ぶ手間が省けます。平成11年度分を受付中です。早めの手続をお勧めします。）

①申込用紙：新規・変更・取消の用紙（□座振替依頼書）は、区役所・出張所・郵便局・金融機関等の窓口にあります。

②申込場所：預（貯）金口座のある郵便局・金融機関等の窓口
③必要な物：通帳にご使用の印

第1期	納期	納期限
6月末日		
5月14日	申込期限	

【括納付の場合】
④申込期限：左表と下表のとおり

第4期	第3期	第2期	第1期	納期	納期限	申込期限
1月末日	10月末日	8月末日	6月末日	申込期限		
12月15日	9月14日	7月15日	5月14日			

【各期ごとの場合】

なお、申込み後の変更・取消、郵便局・金融機関等を変えるときは、改めて同じ手続をしてください。また、□座振替をやめるときも、お申し込みをした郵便局・金融機関等に届出をしてください。

※納税準備預金
□座振替の預金種目に、納税準備という項目があります。

□座振替の預金種目に、納税準備という項目があります。

内線2655-6

対象者の要件 (本年1月1日現在)	詳細
①15歳以下の児童のいる世帯主 (外国人登録法の永住者・特別永住者を含む)	住民登録係 3981-4782 外国人登録係 3981-4783

地域別になっています。お住まいの地域を担当する課に問い合わせてください。

地域別	担当課・電話番号
駒込、巣鴨、北大塚	国民健康保険課 3981-1923
西巣鴨、上北沢、西池袋	国民年金課 3981-1952
南大塚、南池袋、池袋本町	中央保健福祉センター 3981-1963
東池袋、池袋、高松	障害者福祉課 3981-1766
舎司ガ谷、日比谷、南長崎	生活福祉課 3981-1826
長崎	高齢者福祉課 3981-1734
高田、千早、要町、千川	福祉計画課 3981-1719

地図	その他問い合わせ
地図	地域振興券の交付に関する事
地図	特定事業者の登録等に関する事
地図	未受領証明書に関する事
地図	事業全体の一般的問い合わせ

*対象者の要件の詳細については、区役所本庁舎、お近くの出張所、ことぶきの家、東部・西部保健福祉センターに用意してあります「案内」でご確認ください。

●区外へ転出する方
転出先の市区町村で地域振興券を受領することになります。
3月1日以後に転出した対象の方には、後日転出先の住所に「地域振興券未受領証明書」を郵送しますので、転出先で手続を行ってください。
なお、65歳以上で対象の方は、非課税証明書が必要な場合がありますのでご注意ください。

●転出先の市区町村で地域振興券を受領することになります。
3月1日以後に転出した対象の方には、後日転出先の住所に「地域振興券未受領証明書」を郵送しますので、転出先で手続を行ってください。
※転入された方と新しく申請された方への交付は、3月下旬以降になる場合がありますので、ご了承ください。

くさい。

※転入された方への交付は、3月下旬以降になる場合がありますので、ご了承ください。

キの紹介

私の庭・みんなの庭

●概要

約100坪ほどのこの場所は、地域住民を交えた参加者が、自らの手で稻や野菜等を育てていく広場として設けられたものです。日常の活動は「お庭クラブ運営委員会」により運営されており、染井地域の交流の拠点となっています。

●受賞者
お庭クラブ運営委員会

●所在地
駒込3-8



防災道路Aと沿道整備

●概要

この地区は、木造の低層住宅が密集し、災害時には大きな被害が出ることが想定されます。区では、改善に向けて15年にわたる「まちづくり」事業を継続しています。その中で、幅員6m、延長153mに及ぶ防災道路A路線を貫通し、地元との協力により沿道の整備・密集改善と不燃化を進めてきました。

●受賞者
東池袋4・5丁目地区
まちづくり連絡会

●所在地
東池袋5-40~44



表彰にあたって



開催ということもあり、「応募が集まるのか?」

豊島区では、魅力的な街並み形成や、快適な戸外空間づくりに貢献している建築物や行為などを対象に公募し、その所有者や設計者等を「**豊島区アメニティ形成賞**」として、表彰しています。

本年度は「私の庭、みんなの庭」など5件が受賞しました。今後のまちづくりのうえで「アメニティ形成」の必要性を考えていただくために、受賞の物件等を、選考委員会の選考理由（評価）を加えて紹介します。

なお、区では「アメニティ形成条例」に基づく届出による協議等により、周辺環境、景観等の保全および向上に努めています。

第3回「**豊島区アメニティ形成賞**」を紹介します

◆詳細…アメニティ推進担当課 33981-2462

建てる前には届出が必要です

「アメニティ形成届出制度」

街の戸外空間はすべて、人々が共有する公共空間であること、私有の建物も街の大切な景観の

一つであることを忘れがちです。
建物をそこに造るとき何を考
え設計していくか、そこに広告

物を設置するときどんなことに
気をつけるかを事業者と協議し、
また助言・指導していく制度を

「アメニティ形成届出制度」とい
います。協議過程は条例による
届出に基づいています。

「アメニティ形成」とは…

「アメニティ形成」とは、快適な戸外空間を形成することを意味しています。

区では、安らぎと潤いに満ちたまちづくりを目指し、平成5年3月に「**豊島区アメニティ形成条例**」を制定しました。この条例には、一定規模以上の建築物、工作物等について建築確認申請前に区に届出をしていただき、協議を行い、アメニティ形成に努めるとともに、その形成に著しく寄与した方について区が表彰することなどが定められています。

歴代受賞物件一覧

受賞物件	所在地
御嶽坂街路空間	南池袋4-2
雑司が谷旧宣教師館	雑司が谷1-25
パストラルコート	自由4-10
池袋第三小学校 緑のモデル校事業	西池袋3-14
千登世橋	自由2-1
自由学園明日館	西池袋2-31
法明寺境内参道	南池袋3-18
TOSA-1・TOSA-2	高田1-1
駒込駅のつづじ	駒込2-1
池袋西口公園	西池袋1-8

選考経過

受賞物件並びに受賞者は、皆さんから応募いただいた47件と、過去にアメニティ形成条例に基づく届出のあった物件の中から事務局が推薦した10件（合わせて57件）を表彰候補とし、学識経験者7名から成るアメニティ形成賞選考委員会および豊島区アメニティ形成審議会で選考していただき決定しました。

また、去る1月12日には、表彰式が行われ、各受賞者に表彰状の授与と記念品を贈呈しました。

協議→届出対象の概要

届出対象	協議規模
建築物 (建築基準法第2条第1項に規定するもの)新築、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	延べ床面積(地階を除く) 商業地500m ² 以上 その他の地域600m ² 以上
工作物 新築、増築、改築、移転、外観の過半にわたる色彩の変更 (1) 建築基準法第88条に規定するもの (2) その他規則で定める工作物 ①垣、柵、金網、扉、その他これらに類するもの ②街灯、照明灯、その他これらに類するもの ③換気塔、冷却塔、その他これらに類するもの ④地上に設置する機械式駐車場	建築基準法第88条に定める規模 高さ1.5mを超える長さ10m以上の直線部分を有する 高さ4mを超えるもの 高さ6mを超えるもの 二段式以上のもので普通自動車6台以上が駐車可能なもの
広告物 (屋外広告物法第2条第1項に規定する広告物のうち、広告塔建物その他の工作物に提出され、または表示されたもの)	屋外広告物条例に基づき申請が必要なもの
土地の形質の変更	面積500m ² 以上のもの
アメニティ形成に影響を及ぼすと認められる行為 ①記念碑、彫像、公衆電話ボックス、バス停留所、案内板、ベンチ、フラワーポット、公用具用ごみ容器、公衆用吸殻入れの設置、移設、除去、改造または外観の過半にわたる色彩の変更 ②樹木、樹林の伐採	規模に関係なし (1) 地上1.5mの高さにおける幹周囲が125cm以上の樹木 (2) 高さまたは樹冠径が3m以上ある株立ちした樹木 (3) 面積が300m ² 以上の集団を形成している樹木
③土地区画整理法による土地区画整理事業 ④都市再開発法による市街地再開発事業 ⑤都市計画法による開発行為 ⑥建築基準法第42条に規定する道路の ・新設または拡幅 ・表層材の変更・歩道の設置 または拡幅	規模に関係なし 規模に関係なし 面積500m ² 以上のもの 規模に関係なし

立教大学の歩道と周辺の集合住宅整備

● 概要

民間による4つのマンション建設と立教大学の歩道整備が4か年の間に次々進められました。これに対するアメニティ推進担当課からの助言・指導と各事業者の理解・協力により、色彩の緩やかな統一感や空地の連続性が確保されました。

● 受賞者

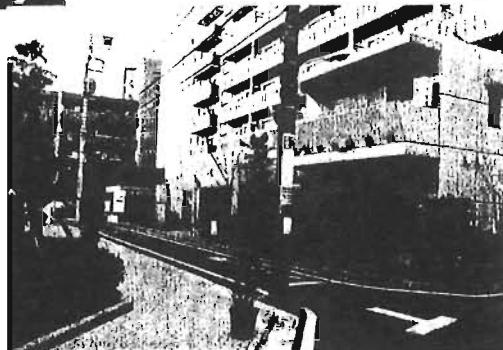
平井隆太郎、学校法人立教学院、三和建物(株)一級建築士事務所、東京興産(株)、(株)レーモンド設計事務所、(株)クレーデザイン事務所

● 所在地

西池袋5-16~17

● 主な評価

設計段階での協議・調整により、一つひとつの建物や歩道について各事業者・設計者が、それぞれ隣地とのつながりを大切にしています。この結果、立教大学周辺にふさわしい雰囲気がかもし出され、一体感のある快適な歩行者空間が形成されました。それぞれの事業がいたずらに自己主張をせず、周辺との調和を大切にしていることを評価します。



受賞物



ライブピア長崎

● 概要

老朽化した区営住宅の建て替えに際し、環境との共生、防災まちづくりの拠点を課題として住民参加のもとに整備を行ったものです。地域のための集会室、貯水槽、リサイクルステーションなどを設けています。

● 受賞者

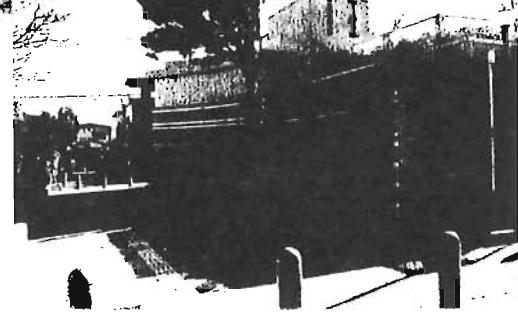
斎藤邦彦アンド・アソシエイツ

● 所在地

長崎5-27

● 主な評価

暗く閉鎖的であった場所を、長期間にわたる周辺住民との協議により、広く地域に解放された空間としてまとめ上げたことを評価します。また、地域の防災拠点として、屋上の全面緑化・雨水利用などによる環境共生住宅としての取り組みが先駆的な事例といえます。



目白の森

● 概要

ここは、江戸時代にはネズミ山と呼ばれていた小高い丘の頂上付近に位置する約1,000坪の樹林跡です。平成6年、この敷地の開発が始まったときに起こった熱心な保存運動を受けて、区が用地を買収し、豊かな自然を生かした地域の“森”として整備しました。

● 受賞者

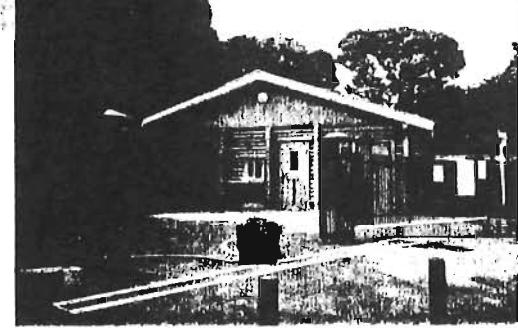
土木部公園緑地課

● 所在地

目白4-11

● 主な評価

区民からの声に行政側が迅速に応えています。既存の公園の概念にとらわれず、自然をそのまま生かすことにより、目白地域に溶け込んだ整備が実現しています。



● 主な評価

新たに道路を通すだけでなく、沿道の街並みや広場を整備していくことにより、居住環境の改善、向上を図ろうとしている地元の努力を評価します。



過去2回の開催で表彰するような場所は出しました。しかし、実際には47件の応募をいたしました。ただしこうできました。今回は応募内容が景観やまちづくり事業、そして住民の活動など多岐にわたっていたことも特徴です。特に受賞した物件は「すべてが平成を迎えてから整備されたもの」だということです。「身近な街並みも日々変貌を遂げている」こういうことを改めて実感させられます。

「ハード」の整備だけではなく、そこに至る経緯や活動など「ソフト」面が高く評価されています。3回目を迎えて「アメニティ形成賞」そのものも変化・成熟してきているようです。新しく誕生した5つの名所をぜひ訪れて、「まち」が成長していく姿を実感してください。

なお、平成11年度には第3回「豊島区アメニティ形成賞」作品集を発行する予定です。

住まいづくり、まちづくり協力員 を募集します

4月から、都内の密集住宅市街地整備促進地区で「住まいづくり、まちづくり協力員制度」を導入します。この制度は、民間企業の知識や技術を活用して老朽木造共同住宅などを建て替える方に、きめ細かいサービスを提供していましたくものです。

協力員として登録するためには、事前に講習を受けていただきます。豊島区の対象地区は、「東池袋四・五丁目」、「染井園周辺」、「上池袋」、「南長崎」・三丁目】です。

◇登録講習会：3月24日(水)午後0時30分～4時 口比谷公会堂◇地区講習会：3月26日(金)午前10時～午後4時 豊島公会堂、29日(月)午前9時30分～午

の健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり公共団体、民間事業所、家庭などから様々な仕事を請け会員に提供しています。

区内在住のおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり公共団体、民間事業所、家庭などから様々な仕事を請け会員に提供しています。

地域社会で活躍します シルバー人材センター

の消掃、店番、手作業、筆耕(毛筆・硬筆)など。

●家庭の仕事

大工仕事、塗装、葺、襖・障子の張替え、庭木せん定、除草、家事手伝いなど。

●仕事の依頼

センターへ電話で依頼してくれます。

●希望する職種の登録

会員は希望する職種の登録を行います。

●仕事の受注

センターへ持参してください。

●契約内容の履行

会員は契約内容の履行を行います。

●仕事の発注

会員は仕事の発注を行います。

●契約金の支払い

会員は契約金の支払いを行います。

●希望する職種の登録

会員は希望する職種の登録を行います。

●仕事の受注

センターへ持参してください。

●契約内容の履行

会員は契約内容の履行を行います。

●仕事の発注

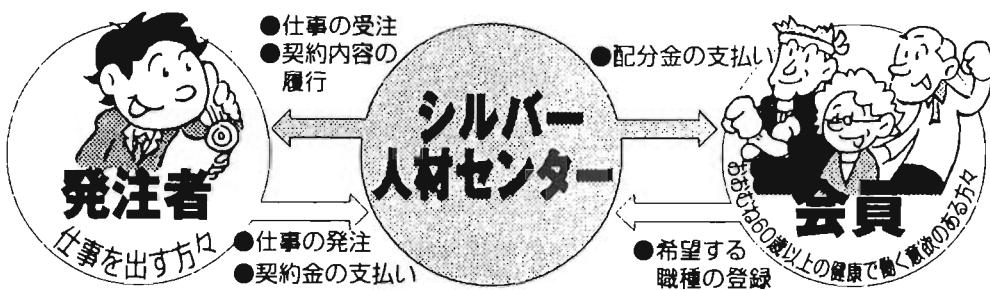
会員は仕事の発注を行います。

●契約金の支払い

会員は契約金の支払いを行います。

●希望する職種の登録

会員は希望する職種の登録を行います。



編集委員を募集します

「ひまわり」は、消費者である一般区民の編集員が身近な生活

へ情報提供、問題提起をする情

報紙です(年4回発行予定)。

◇応募資格：本年4月1日現

在20歳以上の区内在住、在勤、編

集経験の有無不問(活動内容

：編集会議に出席して企画・編

集・取材・原稿執筆・校正をす

る)謝礼：取材費等込みで年間

7万円程度(出席回数により異

なる)◇任期：4月1日～平成

12年3月◇募集人数：6名(申

込み・詳細：はがき(ファクス

可)に住所、氏名、年齢、性別、

会議(午前中)に出席できる方。

編集会議の有無不問(活動内容

：編集会議に出席して企画・編

集・取材・原稿執筆・校正をす

る)謝礼：取材費等込みで年間

7万円程度(出席回数により異

なる)◇任期：4月1日～平成

12年3月◇募集人数：6名(申

込み・詳細：はがき(ファクス

可)に住所、氏名、年齢、性別、

会議(午前中)に出席できる方。

編集会議の有無不問(活動内容

：編集会議に出席して企画・編

集・取材・原稿執筆・校正をす

る)謝礼：取材費等込みで年間

7万円程度(出席回数により異

なる)◇任期：4月1日～平成

12年3月◇募集人数：6名(申

込み・詳細：はがき(ファクス

可)に住所、氏名、年齢、性別、

会議(午前中)に出席できる方。

編集会議の有無不問(活動内容

：編集会議に出席して企画・編

集・取材・原稿執筆・校正をす

る)謝礼：取材費等込みで年間

7万円程度(出席回数により異

なる)◇任期：4月1日～平成

12年3月◇募集人数：6名(申

込み・詳細：はがき(ファクス

可)に住所、氏名、年齢、性別、

会議(午前中)に出席できる方。

編集会議の有無不問(活動内容

：編集会議に出席して企画・編

集・取材・原稿執筆・校正をす

る)謝礼：取材費等込みで年間

7万円程度(出席回数により異

なる)◇任期：4月1日～平成

12年3月◇募集人数：6名(申

込み・詳細：はがき(ファクス

可)に住所、氏名、年齢、性別、

会議(午前中)に出席できる方。

助成制度のご案内 住み替え家賃等

民間の賃貸住宅(アパートや

借家)に住んでいる高齢者、障

害者、ひとり親世帯の方で、取

り壊しなどのため家主さんか

ら転居を求められている方が、新

しい住宅に転居するとき、今ま

での家賃と転居した後の家賃の

差額等を助成する制度です。

◇対象：①高齢者世帯／65歳

以上の方のひとり暮らし、または65

歳以上の方で構成される世帯②

障害者世帯／身体障害者手帳4

級以上または愛の手帳3度以上

の方のいる世帯③ひとり親世帯

/18歳未満の児童と同居し扶養

する父もしくは母、またはこれ

に準ずる方のみで構成する世帯

◇助成条件：次の条件をすべて

満たす方①取り壇3度以上

立ち退き要求を受けている②区

内の賃貸住宅に引き続き2年以上

上居住している③区内の良好な

民間住宅への転居である※所得

制限等がありますので、詳細は

当係にお問い合わせください。

その他、高齢者、障害者、ひ

とり親家庭の方で立ち退き要求

受けけるなど住宅にお困りの方

もご相談ください。

◇詳細：居住支援係 3988

1・2683

ガーデン アート

せん：①営利目的のもの②売名行

するもの③特定個人・団体をひ

う、中傷するもの④原則として、

会員が1回あたり千50円、月額5

千円を超えるもの⑤掲載申込方法

：所定の申込用紙に記入のうえ

月額3千円／連絡先：山口 39

71・8203

毎月第3水曜日 午後6時30分

～8時30分 買入社会教育会館

対象：どなたでも、費用：入会金2千円、月額千円／連絡先：金井

39443・7780

●健康コーラス「愛」

毎週水曜日 午前10時～正午

勤労青少年センター／対象：女性

で50歳以上の方／費用：入会金500円／連絡先：平松 3918

4809

●カラオケ「すみれ会」

毎月第1・3月曜日 午後1時～4時30分

雑司が谷社会教育会館／対象：どなたでも、費用：入会金千円／月額3千円

500円／連絡先：吉澤 39500

●毛筆書きさざなぎ

毎月第1・3火曜日 午後1時～4時30分

南大塚社会教育会館／対象：どなたでも、費用：月額千500円

500円／連絡先：森 39520

●あけぼの短歌会

毎月第4水曜日 午後1時～5時30分

南大塚社会教育会館／対象：どなたでも、費用：月額千500円

500円／連絡先：細不原 3973・40

●大塚俳句会

毎月第4水曜日 午後1時～5時30分

南大塚社会教育会館／対象：どなたでも、費用：月額千500円

500円／連絡先：坂内 3973・40

●短歌「若葉会」

毎月第2・4水曜日 午後1時～4時30分

第27回豊島区消費生活展にあなたも参加してみませんか?

消費生活展は、参加グループの皆さんのが身近な問題を取り上げ、それぞれ共同して勉強した成果を広く一般の方々に見てもらい、一人でも多くの方々に消費者問題を考えていただくことを目的とした「消費者の主張・発表の場」です。展示方法は自由です。皆さんの独創的なアイデアを期待しています。

本年は10月28日㈭～30日㈯、区民センター1階総合展示場を会場に開催を予定しています。この機会に参加経験のあるグループはもちろんのこと、初めてのグループの方々も奮って参加いただけようお待ちしています。参加希望のグループは3月5日㈮までに電話で消費生活係へお申し込みください。後日、企画書を郵送します。企画書の締切りは3月31日（必着）です。なお、応募グループ多数の場合企画書により選考させていた

だきます。
△申込み・詳細…当係へ☎59
92-7015



（173）
やまとひのくわ
豊島区紀行
阿部寿美子 ②

トの外壁に彫られた砂糖菓子に群がる蟻のレリーフを見て感嘆し、しばらく足を止めて渝しんだ。美術館前の通りは「赤蟻通り」と名付けられたと言う。さて、今年の初詣でのおみくじは吉だった。本殿の西側には「小柳稻荷神社」があり、東側には「長崎招魂社」がある。少し奥まった場所には、いつも一对の生花が飾られているお社が建っている。由来の記念碑に少しあまつた場合には、いつも崎神社の境内で覚えようと決心した。

徴兵で中国へ渡った男の人が中隊の仲間と手製の笛、太鼓で祭りばやし連をつくり、他の中隊を慰問する帰路、中国軍の攻撃を受け戦闘状態に入るが次々と戦友を失うという作品で、児童文学である。

朝5時～7時まで。閑寂な空間にある境内の切り株や石に腰を落とした。やぶ蚊の攻撃には少しが強烈によみがえってくる。月日は経つても長崎神社はお参りするたび、私にはあの昭和61年の大切な、ありがたい想いが珍しいと想つたが、朱塗りなどが珍しいことから「赤門寺」と呼ばれていたこともあつたと言ふ。

私は昭和59年から毎年8月15日（終戦記念日）に「横浜文庫の会」主催の平和を語り伝える会で「一人語り」または「一人芝居」を上演しているが、昭和61年のとても暑い日が続いた夏、40頁もある大作を選んでしまった。さあ大変！せりふを見える

正月遊びをしている晴れやかな子どもたちの姿はだんだん少なくなつて、近年はすっかり消えてしまった。千早町に移り住んで、かれこれ40年になるが我が家から東南に向かつてユツクリと30分ほど歩くと神社に着く。

西武池袋線椎名町駅北口を出るとすぐに、金剛院と長崎神社が口にはいる。私の初詣では長崎神社である。千早町に移り住んで、かれこれ40年になるが我が家から東南に向かつてユツクリと30分ほど歩くと神社に着く。

羽根突き、越突き、風上げ等正月遊びをしていて静か正月の町をのんびりと歩いてきた。ある年、旧宅が熊谷美術館として建て直され、コンクリ

大豆、なたね、じゃがいも、とうもろこしなどです。これらは、基本食品である味噌、しょうゆ、油などや、子どもたちが好きなスナック菓子になつて私たちの口に入っています。店頭での表示義務がないために私たちはこれらを食べるか、食べないかの選択をして買うことができません。遺伝子組み換え食品（農作物）が人間の身体にとって安全な食べ物かを確認することは、今のところできないのです。そ

のほか、遺伝子組み換え食品がもたらしている現在の問題点を

学びます。

E.C.Oとしま（生活産業プラザ）

△対象…区内在住、在勤、在学の方△講師…科学ジャーナリスト天笠啓祐氏△費用…無料△定員…50名（申込み多数の場合抽選）△保育…1歳半以上（申込み時要予約）△申込み・詳細…2月22日までに電話またはフ

アクスで消費生活係へ☎599

2・7015、国5992-7

024

とも△時間…午前10時～午後3時△会場…E.C.Oとしま（生活産業プラザ）

△講師…里見けい子氏△費用…600円（材料費）△定員…各24名△保育…2～6歳児△申込み…往復はがきに希望番号、住所、氏名、年齢、電話番号、保育希望の方はお子さんの氏名、年齢も記入し、2月22日（必着）までに「〒170-0013 豊島区東池袋1の20の15 生活産業プラザ内 消費生活センター（味噌作り教室）係」へ

△詳細…消費生活係☎599

2・7015

92-7015

9

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

